

E T F 流動性向上プログラムに関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「E T F 特例施行規則」という。）第12条第2項に基づき、E T F 流動性向上プログラムに関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「E T F 流動性向上プログラム」とは、E T F の流動性向上を目的に、第6条に基づき、取引参加者に対して報奨金を支払うプログラムをいう。
- (2) 「対象 E T F 」とは、E T F 流動性向上プログラムの適用を受けるE T F のことをいう。

(適用申請)

第3条 E T F 流動性向上プログラム（以下「本プログラム」という。）の適用は、管理会社等からの申請により行うものとする。

2 前項の規定により本プログラムの適用を申請しようとする管理会社等は、本所所定の様式による流動性向上プログラム適用申請書を提出するものとする。

(公 表)

第4条 本所は管理会社等から前条に規定する申請を受けたときは、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 対象 E T F の名称
- (2) 本プログラムを適用する旨
- (3) 本プログラムが適用される期間

(年賦課金)

第5条 対象 E T F に係る年賦課金は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F

6か月間ごとに純資産総額の万分の8とする。

- (2) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F

前号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

- (3) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券

第1号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

2 対象 E T F の年賦課金は、2月末日及び8月末日に納入するものとする。

3 対象 E T F の年賦課金の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F

a 2月末日に納入する年賦課金は、前年の12月末日現在における純資産総額を基準とする。

b 8月末日に納入する年賦課金は、6月末日現在における純資産総額を基準とする。

(2) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F

前号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

(3) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券

第 1 号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

4 対象 E T F の年賦課金の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

5 第 1 項の規定は、本プログラムの適用開始後の最初の対象 E T F に係る報奨金の計算対象となる期間（以下「報奨金計算期間」という。）の最終日以後に最初に到来する年賦課金の納入日に係る計算から適用を開始する。本プログラムの適用開始後の最初の報奨金計算期間の最終日以前に到来する年賦課金の納入日に係る年賦課金の計算は、E T F 施行規則第12条第 1 項第 3 号に定めるとおりとする。

6 対象 E T F の新規上場申請者に係る年賦課金については、第 3 項の規定にかかわらず、当該 E T F が 1 月 1 日から 6 月末日までの間に上場された場合には 2 月末日に納入する年賦課金、当該 E T F が 7 月 1 日から 12 月末日までの間に上場された場合には 8 月末日に納入する年賦課金をそれぞれ免除する。

7 第 1 項の規定にかかわらず、本プログラムの適用開始後の最初の対象 E T F に係る報奨金計算期間に属する月数が 6 か月に満たない場合の当該報奨金計算期間終了後に最初に到来する年賦課金の納入日に係る年賦課金については、当該報奨金計算期間に属する月数でん分した金額とする。

8 第1項の規定にかかわらず、対象ＥＴＦの上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

(報奨金)

第6条 本所は、対象ＥＴＦの6か月間における売買代金を基準として、取引参加者に対して報奨金を支払う。

2 前項に定める報奨金は対象ＥＴＦに係る報奨金計算期間における売買代金（報奨金計算期間中に取引参加者が合併等（合併、分割による事業の承継又は事業の譲受けをいう。以下同じ。）により他の取引参加者の事業を承継した場合には、当該他の取引参加者の対象ＥＴＦに係る売買代金を合算した金額とする。以下同じ。）の上位5位までの取引参加者（ただし、対象ＥＴＦの指定参加者である取引参加者（報奨金計算期間中に指定参加者であった取引参加者を含む。）及び報奨金計算期間の最終日において本所の取引参加者でない者を除く。また、報奨金計算期間中に取引参加者が合併等により他の取引参加者の事業を承継した場合には、当該他の取引参加者が指定参加者であった取引参加者を除く。以下同じ。）を対象とする。

3 前項に定める売買代金の上位5位までの取引参加者に対する個別の報奨金の金額は、報奨金計算期間における対象ＥＴＦにおける報奨金の6か月間の総額に比例あん分比率（対象ＥＴＦに係る当該上位5位までの取引参加者の合計売買代金に対する当該取引参加者の売買代金の比率（小数点以下第3位まで求め、第4位以下切捨てとする。）をいう。）を乗じて算定する。

4 報奨金計算期間は、前年7月1日から前年12月末日までの6か月間（前年7月1日から前年12月末日までに本プログラムの適用を開始した銘柄については、当該適用を開始した日から前年12月末日までの期間とする。以下同じ。）及び1月1日から6月末日までの6か月間（1月1日から6月末日までに本プログラムの適用を開始した銘柄につい

ては、当該適用を開始した日から 6 月末日までの期間とする。以下同じ。) とする。

5 前年 7 月 1 日から前年 12 月末日までの 6 か月間を報奨金計算期間とする報奨金の支払期限は 3 月末日までとし、1 月 1 日から 6 月末日までの 6 か月間を報奨金計算期間とする報奨金の支払期限は 9 月末日までとする。

6 対象 E T F における報奨金の 6 か月間の総額は次のとおりとする。

(1) 内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F にあっては、純資産総額の万分の 7 とする。

(2) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあっては、前号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

(3) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、第 1 号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

7 対象 E T F における報奨金の 6 か月間の総額の計算において基準とする純資産総額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F

a 3 月末日までに支払う対象 E T F における報奨金の 6 か月間の総額は、前年の 12 月末日現在における純資産総額を基準とする。

b 9 月末日までに支払う対象 E T F における報奨金の 6 か月間の総額は、6 月末日現在における純資産総額を基準とする。

(2) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F

前号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

(3) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券

第 1 号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

8 第 6 項の規定にかかわらず、対象 E T F に係る最初の報奨金計算期間に属する月数が 6 か月に満たない場合の当該報奨金計算期間に係る報奨金の総額については、当該報奨金計算期間に属する月数である分した金額とする。

9 第 6 項の規定にかかわらず、対象 E T F の上場廃止日の属する報奨金計算期間に係る報奨金については、本所がその都度定める。

(指定参加者の届出)

第 7 条 対象 E T F の管理会社等は、次に掲げる期間に応じて、当該各号に定める期日までに指定参加者を本所に届け出るものとする。

(1) 1 月 1 日から 6 月末日までの 6 か月間

7 月末日

(2) 7 月 1 日から 12 月末日までの 6 か月間

翌年 1 月末日

(適用期間)

第 8 条 対象 E T F に係る本プログラムの適用期間は原則 2 年間とする。

(委任規定)

第9条 この規則の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 第3条に定める本プログラムの適用の申請は、この規則施行の日以後2年間に限り行うことができるものとする。

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。